



資 料

I 策定の経過

1 積丹町総合計画策定審議会開催状況

回数	開催日	審議内容
第1回	平成23年10月28日	委嘱状の手交、策定方針決定、各種資料説明（第4次総合計画の進捗状況・財政状況・人口推計・まちづくりアンケート結果）
第2回	12月9日	基本構想（素案）説明、意見交換
第3回	平成24年2月24日	基本構想（素案）協議、基本計画（素案）説明
第4回	3月2日	基本構想（素案）協議、基本計画（素案）説明 「まちの将来像、まちづくり5つの基本目標」説明協議
第5回	4月27日	基本構想及び基本計画（案）説明、協議
第6回	5月15日	計画策定後の進行管理の取扱い、実施計画の説明協議
第7回	5月24日	実施計画の説明協議、諮問・答申

2 まちづくりアンケートの実施

- ◆対象者 積丹町に在住する18歳以上の町民500名（無作為抽出）
- ◆調査時期 平成23年3月
- ◆配布回収 〈配布〉郵送、〈回収〉職員の訪問による回収
- ◆回収状況 配布数500票、回収数399票、回収率79.8%

3 積丹町総合計画策定委員会開催状況

第1回（平成23年10月20日）、第2回（平成23年12月5日）、第3回（平成23年12月19日）、第4回（平成24年2月21日）、第5回（平成24年2月27日）、第6回（平成24年3月9日）、第7回（平成24年3月15日）、第8回（平成24年4月23日）、第9回（平成24年5月9日）

4 積丹町総合計画策定推進委員会開催状況

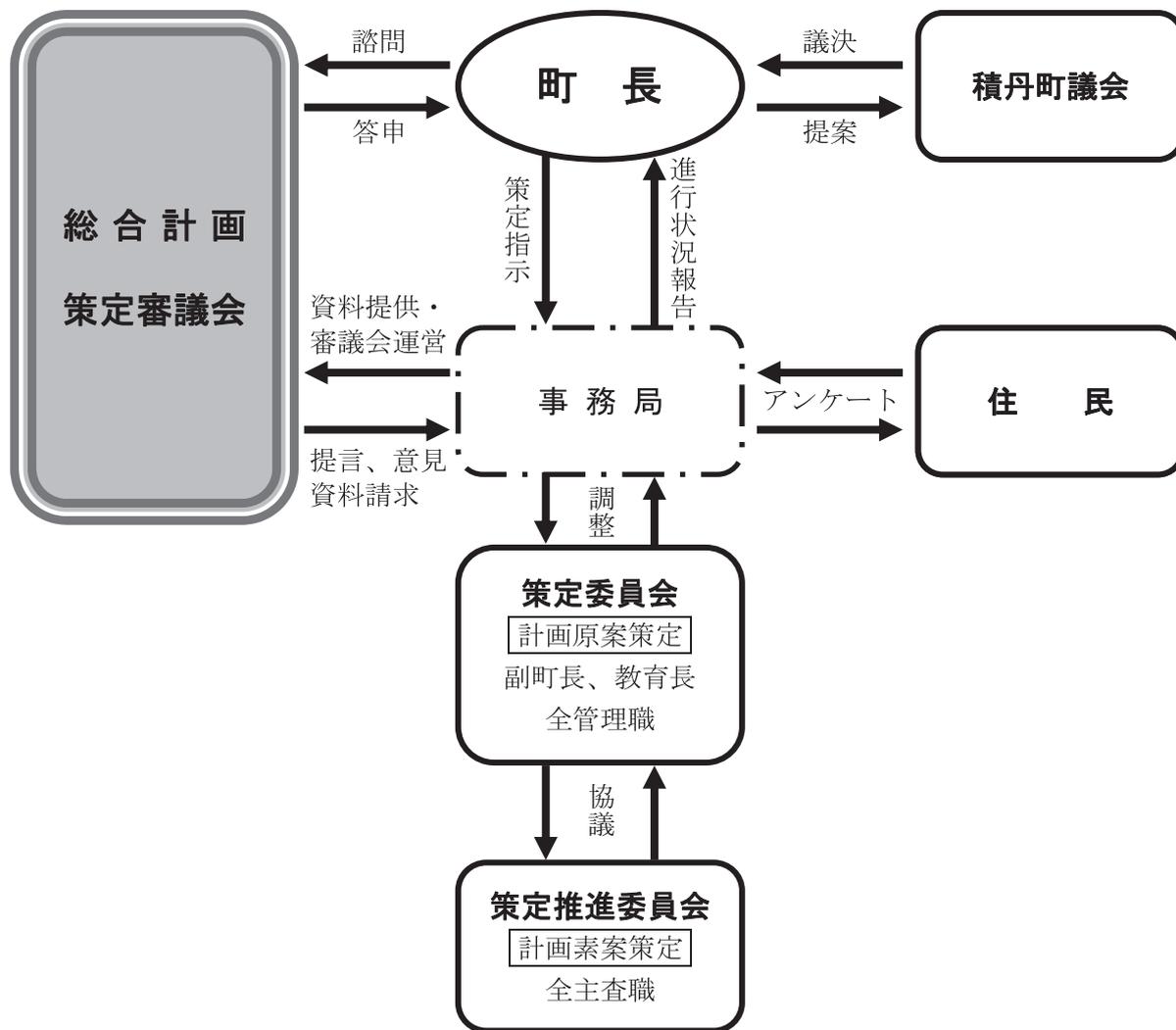
第1回（平成23年10月25日）、第2回（平成23年11月18日）、第3回（平成23年12月1日）、第4回（平成23年12月28日）、第5回（平成24年2月20日）、第6回（平成24年2月27日）、第7回（平成24年3月8日）、第8回（平成24年3月15日）、第9回（平成24年3月16日）、第10回（平成24年3月21日）、第11回（平成24年4月19日）、第12回（平成24年5月8日）

5 積丹町総合計画条例の制定

地方自治法の一部改正施行による、「市町村基本構想に関する議会の議決の義務付けの廃止」により、市町村総合計画の策定は、市町村の判断に委ねられたことから、基本構想及び基本計画を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事件として定め、併せて総合計画策定審議会に関する規定を整備するため新たな条例を制定した。

（平成24年1月20日開会 平成24年第1回積丹町議会臨時会）

Ⅱ 策定の体制



資料

Ⅲ 積丹町総合計画策定審議会

○ 委員名簿

(任期：平成23年10月28日～平成24年5月24日)

氏名	役職名	備考
田村 雄一	積丹町議会副議長	
佐藤 晃	積丹町議会議会運営委員会委員長	審議会会長
郷 六憲子	積丹町教育委員会教育委員	
森本 秀夫	積丹町農業委員会委員	
佐藤 憲章	東しゃこたん漁業協同組合管理部次長	
柳澤 茂明	新おたる農業協同組合理事	
播磨 修一	積丹町商工会副会長	会長代理
杉山 覚	積丹観光協会副会長	
井端 順司	積丹町自治会等連合会副会長	
戸来 和子	積丹町女性団体連絡協議会長	
佐藤 弘美	積丹町社会福祉協議会理事	
安宅 範子	積丹町民生委員児童委員協議会委員	
佐藤 多美子	積丹町民生委員児童委員協議会主任児童委員	
小寺 猛	積丹町文化団体連絡協議会事務局長	
橋場 政男	積丹町体育協会事務局長	



IV 庁内策定体制

○ 事務体制名簿

(平成23年10月28日現在)

策定委員会				策定推進委員会			
委員長	副町長	奥山均	山均	総務課	主査	下山達也	
副委員長	教育長	井平忠行	井平忠行		主査	播磨美代	
委員	総務課長	馬場龍彦	馬場龍彦	税務課	主査	長谷川訓志	
	会計管理者	山田文雄	山田文雄		主査	松谷太志	
	税務課長	大西陽司	大西陽司		(主査)	小澤俊一	
	住民福祉課長	能代谷教雄	能代谷教雄	住民福祉課	主査	福井馨	(委員長)
	商工観光課長	坂野武彦	坂野武彦		主査	杉野信一	
	農林水産課長	菊谷祐二	菊谷祐二		主査	岩間雅紀	
	建設課長	白濱孝敏	白濱孝敏		主査	高野晴美	
	びくに保育所長	天満英一	天満英一	商工観光課	主査	上田玄洋	
	国保診療所事務局長	畑谷順治	畑谷順治		(主査)	長谷川優史	
	学校教育課長	加藤浩文	加藤浩文	農林水産課	主査	西川源孝	
	生涯学習課長	坂野宏行	坂野宏行		(主査)	赤石智彦	
	議会事務局長	笠谷誠	笠谷誠		主査	原直人	
					主査	成澤文雄	
				建設課	主査	石田弘美	
					主査	梶浦正寛	
				教育委員会	主査	山崎英幸	
					主査	和島厚	(副委員長)
					主査	長尾嘉雄	
				議会事務局	庶務係長	工藤紀子	

策定事務局			
企画課長	(事務局長)	澤田哲	澤田哲
企画課	主査	木田光昭	木田光昭
	(主査)	平島恵治	平島恵治
	主事	中村倫子	中村倫子
	主事	下山りな	下山りな
	主事	楨野弘樹	楨野弘樹

V 諮問・答申

○ 諮問

積 企 第 83 号
平成24年 5 月24日

積丹町総合計画策定審議会
会長 佐 藤 晃 様

積丹町長 松 井 秀 紀

第 5 次積丹町総合計画（案）について（諮問）

第 5 次積丹町総合計画（平成24年度～平成33年度）について、別紙のとおり計画案を策定したので、積丹町総合計画条例第 3 条に規定する基本構想及び基本計画を議会の議決に付するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

（企画課）



○ 答申

積 総 策 第 13 号
平成24年 5月24日

積丹町長 松 井 秀 紀 様

積丹町総合計画策定審議会会長 佐 藤 晃

第5次積丹町総合計画（案）について（答申）

平成24年5月24日付け積企第83号により貴職から諮問のありました第5次積丹町総合計画（案）については、適当であると認めます。

なお、その進行管理にあたっては、次のとおり意見を付しますので配慮をお願いします。

記

第5次積丹町総合計画の審議にあたっては、平成23年10月28日の第1回審議会開催以降計7回にわたり、貴職から示された計画（素案）などについて町民アンケートや時代の流れを考慮した中で、当審議会において慎重な検討と意見具申を行ってまいりました。今後、計画の実現に向けて実施する施策や事業については、これら審議経過を踏まえて取り組むようお願いします。

- 1 東日本大震災を契機とする防災・減災対策については、重要な課題であることから、町民が、安全で安心に暮らせるまちづくりへの取り組みとして着実な実施がされるよう要望します。

また、町民アンケートで「望む町の将来像」として回答の多かった「農林漁業や商工業に活力があるまち」、「健康で安心して暮らせるまち（保健・福祉の充実したまち）」の実現のため、積極的に取り組むよう要望します。

- 2 各種施策・事業の実施にあたっては、本町の特性を生かした特色ある取組の立案に向け、創意工夫されるとともに、健全な財政運営を基本として、町民の視点に立った重点的・効率的な事業展開に努められるよう要望します。

また、限られた財源で、計画に示された基本目標を達成するため、計画の進ちょく状況を把握し、町民へ公表するとともに、町民ニーズや社会情勢、財政状況の変化などに適切かつ柔軟な対応を図るよう要望します。

- 3 総合計画は、まちづくりの指針となるものであり、その推進にあたっては、町民の理解と協力・参加が必要です。

今後においても、総合計画のほか町政に関する情報の公開と説明を重視し、町民参加、町民が主役のまちづくりを推進されるよう要望します。

VI 関係規定等

○ 積丹町総合計画条例

平成24年1月26日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、積丹町総合計画の策定及び変更に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 総合的かつ計画的な町政の運営を図るための基本的な指針をいう。
- (3) 基本計画 前号に規定する基本構想に基づき、必要な施策や行動を具現化するための基本的な考え方を定めた計画をいう。
- (4) 実施計画 前号に規定する基本計画に基づき、具体的な事務事業として実施するための計画をいう。

(議会の議決)

第3条 町長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更し、若しくは計画期間中に廃止しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

(議会への報告等)

第4条 町長は、実施計画を策定し、又は変更したときは、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

2 町長は、毎年度、実施計画に係る実施状況を取りまとめ、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(他の計画との調整)

第5条 町が各種の計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会の設置)

第6条 町長は、法第138条の4第3項の規定に基づき、積丹町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第7条 審議会は、総合計画について町長の諮問に応じ審議し、又は意見を具申するものとする。

(組織)

第8条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(会長)

第9条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第10条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第11条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(意見の聴取等)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(積丹町総合計画策定審議会条例の廃止)

2 積丹町総合計画策定審議会条例（昭和43年条例第11号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の積丹町総合計画策定審議会条例第3条第2項の規定により任命されている委員及びその構成は、引き続きこの条例の相当規定による審議会の委員及びその構成によるものとみなす。

○ 総合計画策定後の進行管理について

〔平成24年5月15日
第6回積丹町総合計画策定審議会 確認事項〕

1. 基本構想 10年間（平成24年度～平成33年度）の構想である。
国の経済動向や地方行財政を取り巻く環境に大きな変化があり見直しの必要性が生じた場合は見直しを検討する。
2. 基本計画 中間年（平成28年度）に見直し検討のための審議会を設置する。
3. 実施計画 ①毎年度、実施状況及び見直し（ローリング）について議会報告及び公表する。
②平成26年度に次期実施計画（平成27～29年度）策定にあたり、有識者等から意見聴取の機会を設ける。
③基本計画の中間年（平成28年度）見直しにあたり設置予定の審議会において、進行状況の説明を行うほか意見聴取を行う。

○ 積丹町総合計画策定審議会条例

平成43年 6月28日 条例第11号
(平成24年 1月26日廃止)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、積丹町総合計画策定審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、積丹町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 議会議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 町内の公共的団体等の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者

3 町長は、必要に応じて、前項に規定する委員以外に国又は道の地方行政機関の職員の内から2名を超えない範囲内において、会長及び会長の職務代理者以外の委員として委嘱することができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。



積丹
SHAKOTAN

自然・人・産業の和で築くまち

ピンクは人、緑は自然、青は産業を
イメージし、球体の柔らかさで
「まちの調和」、レイアウトの躍動感で
「まちの発展や飛躍」を表しています。

第5次 積丹町総合計画

～自然・人・産業の和で築くまち 積丹～

- ◆発行日 平成24年12月
- ◆発行 積丹町
〒046-0292
北海道積丹郡積丹町
大字美国町字船濶48番地5
- ◆電話 0135-44-2111
- ◆企画・編集 積丹町企画課

Shakotandake

